

平成19年度の市県民税額が 大きく変わっています

国から地方への税源移譲に伴う税制改正により、平成19年から所得税と市県民税の負担割合が変わっています。多くの方が1月から所得税が減っていますが、6月からは市県民税が増えることとなります。

ただし、税源の移し替えのため、所得税と市県民税を合わせた納税者の負担額は前年と比べて基本的には変わりません。

市から送付する「平成19年度の個人市県民税の納税(税額)通知書」がお手元に届きましたらご確認ください。市県民税が給料引き(特別徴収)の方は勤務先を經由して届けられます。

税源移譲に伴う税率の変更

市県民税所得割の税率が一律10%になっていきます。そのため、今回の税制改正の影響を大きく受けるのは課税所得が200万円以下の人です。(図①)

平成18年度と比較すると市県民税の所得割額はおおむね2倍となります。ただし、所得税の税率は平成19年から10%が5%になっていくため(図②)、市県民税と所得税を合わせた負担額はこれまでと変わりません。※個々の納税者の負担が変わらないように、市県民税と所得税の人的控除額(配偶者控除や扶養控除など)の差による負担増を調整するための減額措置(調整控除)を取っています。

定率減税の廃止

平成11年度分から景気対策のために実施されていた市県民税の定率減税(算出税額から差し引く定率控除額)は、平成19年度分から廃止されます。

軽自動車税・自動車税は、 5月31日(木) までに納めましょう

軽自動車税(市税)・自動車税(県税)は、毎年4月1日現在の登録(届出)内容に基づいて課税されます。

19年度分の納期限は5月31日(木)です。最寄りの金融機関などで納めてください。

なお、軽自動車税・自動車税の領収書についている納税証明書は車検を受ける時に必要ですので、大切に保管してください。

■問い合わせ

[軽自動車税] 税務課市民税係 (TEL)0214)

[自動車税] 岡山県備中県民局税務部 (TEL)086-425-2111)

高齢者非課税措置の廃止

65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の人に対する非課税措置が、平成17年度で廃止されています。

急激な税負担増を緩和するための経過措置として、平成17年1月1日現在において65歳に達していた人(昭和15年1月2日以前生まれの人)は、平成19年度は算出税額の3分の1が減額されています。

所得が減少した場合の経過措置

税制改正による税率の変更の適用は、市県民税が平成19年度分(平成18年所得に対し課税)から、所得税は平成19年分所得からとなります。

そのため、平成18年中の所得(平成19年度の課税対象)に比べ、平成19年中の所得(平成20年度の課税対象)が減少する人は、市県民税の増額のみ影響を受ける場合があります。

公共料金の支払いは 口座振替で！

◎口座振替は、ご指定の金融機関の預貯金口座から市税等の納期限日に自動的に振り替えて納めることができ便利です。一度の手続きで翌年度以降も継続されます。

◎納税貯蓄組合に加入されている人もご利用になれます。
(水道納付組合報奨金の場合は、現金納付しか対象になりません)

〔口座振替ができるもの〕

- 市県民税
(特別徴収、法人市民税は除く)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 介護保険料 (特別徴収は除く)
- 上・下水道使用料
- 住宅使用料
- 保育園・幼稚園保育料 ほか

〔申し込み〕

申し込みは、高梁市指定金融機関等の窓口にある「高梁市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、直接、口座振替希望の金融機関へ提出ください。

ふるさとづくり基金の 助成事業を募集します

▷対象 今年6月以降に開始し、来年3月末までに完了する高梁地域内(旧高梁市管内)の団体等が行う次の事業に関するもの

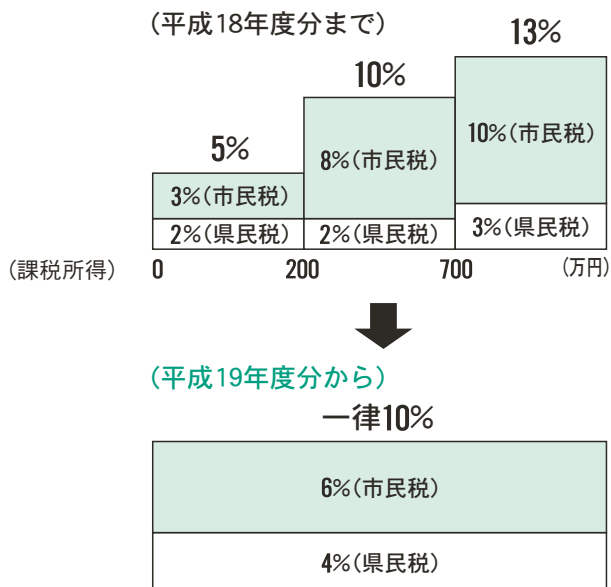
- 地域振興に関する事業
地域、団体および個人が行う地域振興・活性化につながる特色事業
- 人材育成に関する事業
地域振興・国際交流のための担い手となるリーダーやボランティア等の育成事業
- 国際交流に関する事業
地域、団体および個人が行う各種国際交流事業。国際交流促進のための組織づくり活動事業や施設等の整備事業。地域の国際化と地域振興、活性化をさせる国際交流事業

▷締め切り 6月11日(月)

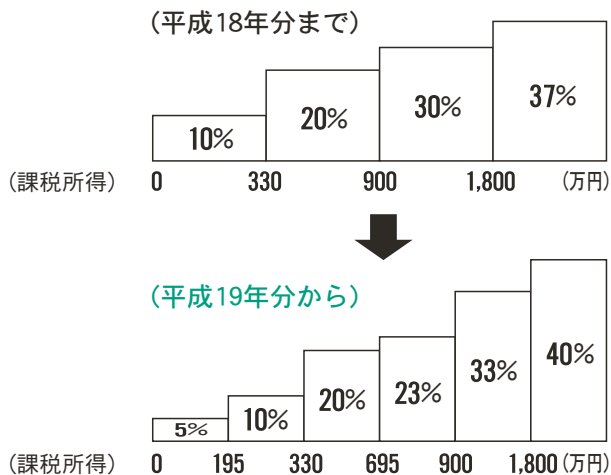
■問い合わせ

企画課定住促進係 (TEL)0282)

図① 市県民税所得割の税率



図② 所得税の税率



(TEL)028214

■問い合わせ 税務課市民税係

ジ等でお知らせします。

の申請手続き等詳細が決まりましたら、広報紙や市ホームページ等でお知らせします。

の適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。

この適用を受けるには、平成19年1月1日現在の住所地の市町村長に、平成20年7月1日から7月31日までに申請が必要となります。